

公益財団法人富山市スポーツ協会
富山県民スポーツ大会派遣補助金交付要綱

1. 目的 この要綱は、富山県民スポーツ大会派遣補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
2. 交付対象団体 この補助金は、富山県民スポーツ大会第二部、第三部に出場する中学生以下の選手を派遣する富山市スポーツ協会の加盟団体に対し、補助金を交付するものとする。
3. 補助額 補助金の額は、富山県民スポーツ大会競技別申込書に記載された対象選手の合計数に次の補助基準単価を乗じた額を限度とするものとする。
 - (1) 市外開催種目においては、@800円とする。
 - (2) 市内開催種目においては、@400円とする。
4. 補助対象経費 補助の対象経費は、交付団体が対象選手を富山県民スポーツ大会に派遣するために必要な次の経費とし、その支出の方法は、交付団体による支出又は対象選手への支給による支出のいずれかを問わない。また、交付申請の裏付けとなる書類（領収書等）は交付を受けた団体において保管するものとし、当協会が提出を求めた場合、速やかに提出すること。なお、その保存期間は5年とする。
 - ①旅費（交通費等）
 - ②食料費（サプリメント等）
 - ③燃料費（ガソリン代）
 - ④負担金（参加料等）
 - ⑤借上料（バス等）
 - ⑥その他必要と認められる費用
5. 交付の申請 交付を受けようとする団体は、事業実施後に補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に参加人数が確認できる書類（申込書等）及び富山県民スポーツ大会の結果を添付して提出する。
6. 交付の決定 交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）もしくは不交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。
7. 交付の取消 申請の内容に相違があったことや補助金を他の用途に使用したことなどが確認できた場合、交付の決定を取り消し、交付決定を受けた団体に交付金の一部もしくは全額の返納を求めることができる。